

## 市民環境常任委員会会議記録（概要）

平成22年2月26日（金）

開 会 （午前9時04分）

○議案第2号 平成21年度所沢市一般会計補正予算（第7号）市民経済  
部商工労政課・交通安全課・農政課・農業委員会所管部分

（補足説明） な し

（質 疑）

石本 委員 交通指導員報酬減に関してだが、交通指導員が3名欠員していて今募集  
しているということによいか。

堀中 交通安全 そのとおりです。

課長

石本 委員 交通指導員の成り手がいないというが、募集条件等に変更していないの  
か。

堀中 課長 特に変更はしていません。

石本 委員 どのような要因で成り手が減ってきているのかという検証をしたのか。

堀中 課長 広報には毎月のように募集の掲載をしています。問い合わせは月に数件  
あるのですが、実際に条件等を話していく中で仕事をするのは難しいと  
いう結論になっています。

報酬等は、他市と比較して極端に低いということはありませんが、業務  
時間が1日勤務、半日勤務とは違い、朝夕の時間に分割していること、ま

た学校等で行う交通安全教室などの業務が多い時期もあれば全く無い時期もありますので、普通のお勤めの感覚でお問い合わせをいただく方も多いのですが、業務内容を知ってできないと判断されるようです。

石本 委員

成り手がなかなか出てこない、出やすいなどの地域差はあるのか。

堀中 課長

把握できていませんが、交通指導員が一人もいない小学校はなく、二名定員の学校で一名不足している状況があるということで、地域によって、意欲が多いとか少ないということではないと思います。

石本 委員

昨年、下富で小学生が亡くなるという悲しい交通事故があり、通学路の総点検がされたが、交通安全課では、事故後に交通指導員のことの検証をしたのか。

堀中 課長

事故後に、定員を1名増やすことにしました。応募状況の検証まではできていません。

村田 委員

3名欠員していて、何か支障はないのか。

堀中 課長

安心感などの感覚的な面、要望を考慮して定員を増やしたのですが、実務上はきちんとできていると思います。

村田 委員

そう考えているのであれば、50名の定員は多いということになるのではないか。適正な人員配置に対するきちんとした理念を持っているのか。

堀中 課長

通学する児童が70名以上いる箇所配置するという内規はあります。配置できるものであれば配置したいと考えています。

城下 委員

欠員しているのはどの小学校なのか。また、保護者が朝夕の登下校時に当

番制で交通安全指導をしている実態を把握しているのか。

堀中 課長

欠員があるのは東所沢小学校、富岡小学校、宮前小学校の3校です。保護者の配置状況は把握していません。

城下 委員

登下校時の状況は、教育委員会は把握しているので、連携をとっていただきたい。また、この3校は、以前から指導員が欠員しているのか。

堀中 課長

富岡小学校は今年度定員を増やした結果1名の欠員になりました。学校との連携についてですが、指導員の立哨場所は相談して決めています。また、児童の入学時に、指導員を学校に派遣して講話をしたり、安全教室を開催したりと連携はとっておりますが、ご指摘の点は十分考慮していきたいと思います。

城下 委員

教育委員会と情報交換やいろいろな協議はしているのか。

堀中 課長

直接、学校と行うことが大多数です。

石本 委員

通学路総点検のことで学校教育課に相談に行ったら、交通安全課に全て回していると言われ、私自身も窓口をたらい回しにされた。教育委員会と市長部局の連携はどうしているのか。

黒澤 市民経済  
部次長

下富の事故以後、教育委員会が主催する安全と安心の地域と学校づくり会議に、中学校区を基にした11支部から388件の点検場所の報告がありました。交通安全課では、それらを6つに分類して順次、点検と安全施設の整備を行っています。その点では、教育委員会と連携はとっています。

西沢 委員

通学路総点検は、小学生の通学路を対象にしている、中学生の通学路の

安全点検はしていないのか。

堀中 課長

要望は、小学校からも中学校からも出ています。利用する通学路自体は小学校でも中学校でも重なっていますので、基本的には点検されていると考えています。

西沢 委員

重なっている道路の状況は把握しているが、それ以外の部分は把握していないということか。

堀中 課長

今回の通学路総点検は、中学校、小学校ともに行いました。

高田 委員

就労支援事業と組み合わせて欠員を埋めていく考えは無いのか。

堀中 課長

指導員に対する研修体制や被服の支給に伴う支出等を考慮すると、短期間の雇用に対して経費負担をしていくのは難しいと考えますが、それらも含めて研究は必要だと思います。

高田 委員

制服が無ければ指導員には出来ないという考えなのか。

堀中 課長

勤務形態や服装のことも併せて考えれば、違う方法も取れるとは思いますが。

脇 委員

欠員のある3校の立哨箇所は、交通量が多いなどの共通の要因、特徴はあるのか。

大野 交通安全

無いと思います。

課主幹

脇 委員

ノンステップバス導入促進事業費補助金減に関してだが、ノンステップバスの導入目標台数に変更はないのか。

堀中 課長	変更はありません。
城下 委員	農業委員会事務費に関してだが、農地基本台帳の電算化事業に県の補助対象になったというが、県内では何団体が対象になったのか。
増田 農業委員会事務局次長	所沢市のほか熊谷市が申請しています。
村田 委員	地産地消推進事業費の印刷製本費は187万円の予算に対して、108万円の契約差金が発生したということだが、何か理由はあるのか。
越阪部 農政課長	参考見積もりをとって予算要求をしましたが、最終的には契約により差金が大きく生じたものです。
石本 委員	参考見積もりは、いつも同じ業者からとるのか。
越阪部 課長	同じかどうかは分かりませんが、1社からとっています。
村田 委員	契約方法を伺いたい。
越阪部 課長	見積もり合わせで行いました。
石本 委員	参考見積もりを取った業者に発注したわけではないということか。
越阪部 課長	見積もり合わせを行った3社の中に、参考見積もりを取った業者も入っています。
村田 委員	落札したのは、参考見積もりを取った業者なのか。
越阪部 課長	農産物直売所マップは参考見積もりを取った業者とは別の業者が落札しました。オリジナルデザインシールは参考見積もりを取った業者が落札しました。

石本 委員 農産物直売所マップの参考見積額と落札額を伺いたい。

越阪部 課長 農産物直売所マップは63万円で、落札額が322,350円、オリジナルデザインシールは1,209,600円で、落札額が461,160円でした。

高田 委員 元町地下駐車場建物購入費600万円の減は、当初予算計上時の金額と実際に購入した取得金額の差額だけなのか。

村松 商工労政 課長 そのほか、当初3パーセントで見込んでいた割賦償還分にかかる利率が1.6パーセントに確定したことにもない再計算した結果による減額分がかなり大きく含まれています。

高田 委員 償還期間は何年の利率が下がったのか。

村松 課長 25年です。

高田 委員 600万円の減額とは、利率が当初見込みより下回ったことによる減額分だけのものなのか。

村松 課長 物件取得額が当初見込みより減った金額も含まれています。

高田 委員 それぞれの内訳を示していただきたい。

村松 課長 後ほどお示しいたします。（別添配付資料）

高田 委員 平成21年度当初の物件購入予算と12月の購入額との間には差額が出ているが、その差額は予算書のどこに記載されているのか。

村松 課長 割賦償還分として予算計上していますので、この元町地下駐車場建物購入費の中に利率による減額と購入価格により、減額になった部分が一緒に

入っています。

高田 委員 後ほど、回答いただきたい。

城下 委員 本年度、ところバスの路線変更や増便をした後、出てきた課題について、見直しに向けた作業に着手しているのか。

堀中 課長 一般質問等で要望いただいたことについては、バス事業者にも情報を流して、改善に向けた検討をしています。

城下 委員 検討内容について伺いたい。

堀中 課長 路線を増やしたり、停留所を増やしたりすることは、物理的にも、許認可の関係もあり、今すぐ見直すのは現実的では無いと思いますが、ソフト的な対応で、乗り換えの手間を減らすことはできないか、また経費の負担を緩和できる方法がないかということについて協議しています。

城下 委員 そうした検討は新年度予算に反映される部分もあるのか。

堀中 課長 ソフト面の対応は、必ずしも予算上に影響が出るとは限らないと思います。例えば、乗り換えの手間を減らす方法をとる場合、市の収入が減ることになる可能性が高いので、その場合には、協定書に基づく損失補償が増えるというやりくりになると思います。

石本 委員 65歳以上の高齢者の運賃を一律100円にしたことで、運賃収入はどうなったのか。

堀中 課長 利用者は若干減っていますが、収入は増えています。

石本 委員 市内循環バス運行に関する協定期間を3年間から1年間に変更して柔軟

な対応をしていくという説明があったが、何が原因で柔軟に対応しようと考えたのか。

堀中 課長

昨年9月に見直しを行った際にも協定を変更しましたが、何か見直しをする際には協定を変更する必要があることから、協定期間は3年間であるよりも1年間である方が柔軟に対応できると考えたものです。

城下 委員

運賃の有料化に伴い、利用者が減少していることをどう分析しているのか。

堀中 課長

一般の路線バスでも運賃の値上げにともない一時的に利用が減り、数ヵ月後に回復する傾向もあるということなので、しばらく様子を見る必要があると思います。また、多くの方に利用していただきたいのに、利用者が減ってしまったことは問題があるということは認識しています。これまで、路線の見直しは5年毎に行われていましたが、それを待つことは無いという認識で、直ちにできるものは見直す方向で検討しています。

大石 委員

地域交流センター総合管理業務委託料の債務負担行為補正に関して、市民経済部の担当は出張所と公共駐車場の部分だと聞いているが、駐車場の362万9千円について、どういう委託をしているのか説明いただきたい。

村松 課長

実際には、中央公民館に総合管理を任せる部分ですが、電気設備や消防設備の点検などを執行委任という形で中央公民館に一括して管理を委託するものです。

大石 委員

元町地下駐車場管理委託料の協定により決定した額に影響はないのか。



村松 課長

こちらの額には影響はありません。

高田 委員

この委託料も、本来は、指定管理者が管理する駐車場と一緒に管理すべきではなかったのか。

村松 課長

駐車場単体で管理ができるものではなく、建物と一体で管理しなければならない部分があるので、地域交流センター総合管理業務の中で委託するものです。

高田 委員

電気や水道部分だけの管理を分けるのか。

村松 課長

光熱水費は、指定管理する部分には含めていないので別に市が直接負担するようになっています。建物全体として機能する消防設備の点検等にかかる予算が、地域交流センター総合管理の部分です。

高田 委員

消防設備の点検以外に、どのような管理費用が含まれているのか。

村松 課長

後ほど、内訳を示させていただきます。（別添配付資料）

（質疑終結）

（意見・採決の保留）

○議案第4号 平成21年度所沢市交通災害共済特別会計補正予算

(第1号)

(補足説明) な し

(質 疑)

石本 委員

交通災害共済を自前で行っている他の自治体で、加入者の減少を防ぐために何か改革をした事例があれば伺いたい。

大野 主幹

直営から損害保険会社に任せたという事例はありますが、損害保険会社も自治体向けの交通共済にはあまり力を入れていないようです。

城下 委員

加入者を増やすために、自治会等への行政回覧以外に、保育園や幼稚園にPRするような措置はとっているのか。

大野 主幹

実施しております。

脇 委員

交通災害共済事務費の報償費減は、団体取りまとめ数の減によるという説明であったが、これは引き受ける団体が減ったということなのか。

大野 主幹

自治会でとりまとめた加入者が減少したということです。

脇 委員

自治会がとりまとめる数はどの程度減ったのか。また、報償費の積算について伺いたい。

堀中 課長

加入者のうち、約7割が自治会を経由して申し込みをしています。平成20年度は70.3パーセント、19年度は71.3パーセントでした。その分、報償費も減っています。

脇 委員

共済のとりまとめを扱う自治会の数は減っているのか。

黒澤 次長

平成21年度は、283の自治会・町内会に依頼して、226の団体にまとめていただきました。自治体取りまとめの加入者は、平成19年度は55,841人、20年度は52,592人と減っています。報償費の積算については、加入者1人あたり20円を報償費として、とりまとめた自治会に支払っています。

西沢 委員

自治会等が取りまとめた共済会費は現金で市に持ってくるのか、それとも振り込むのか。

堀中 課長

市役所と出張所の窓口を持ってきていただく方法と、担当職員が公民館や出張所に出向いて、そこに持ってきていただく方法とがあります。

西沢 委員

現金のやりとりをしていることにセキュリティ上問題があると考えている。事故が起きた実態について伺いたい。

堀中 課長

現金を持ってきていただいた時に、1つずつ封を開封して確認して金額に違いがある場合には、その場で調整はできませんから、そのまま返却しています。事故があったという報告は受けていません。

西沢 委員

申し込み数と金額が合わなくて返却された自治会はどう調査するのか。

黒澤 次長

1つずつの封筒に加入者の名前と金額が記入されて封をしてあるので、開封されていなければ、その申込者に、自治会ごとに返却しています。

村田 委員

町内会も機械的に事務を進めている面がある。町内会の運営の実態にもよるが、回覧板を回して終わりという団体があれば、定例の班長会議を開催してから回している団体もある。この事業の意義が忘れられている面も

あるので、事業のあり方を見直す中で、事業を継続していく必要があるのか、それとも止めてしまうのかなど検討したらどうか。

大館 市民経済  
部長

現状でも、加入者は7万人近くおりますので、そうした方がいることを考えると、制度をすぐに止めてしまうとか、少し経費のかかる民間に委託するということは考えておりません。この制度はセーフティネットではありませんが大事なものだとして認識していますので、繰越金を活用して給付面の仕組みを変えるなどの見直しをしながら、周知もしっかりと図りながら、継続していきたいと考えています。

高田 委員

交通災害共済の制度を維持するためという理由から、数年前に会費を値上げしたが、加入者が減少して収入がどんどん減っていく中、制度を維持していく考えであれば、また会費の値上げをするつもりなのか。

大館 部長

平成18年当時は会計上かなり厳しくなったという背景から会費の値上げをさせていただいていますが、今回は、現状の費用負担の中で改善していきたいということですので、背景は少し違っていると思います。

石本 委員

自治会経由で共済に加入する人数が減少しているということだが、現在、自治会への加入率自体も減っているので、自治会への加入率のことも検証していただきたい。

大館 部長

市が進めている協働のまちづくりは自治会・町内会の協力なくしては考えられません。コミュニティ推進課も含めて、自治会への加入率のアップには努力したいと考えています。

脇 委員

(意 見)

交通災害共済については、安い価格で安全の保証ができる制度で、こういう厳しい状況で、また意味が大きくなってきていると考える。さきほど担当部長からの見解もあったが、是非この制度の良さを説明する努力をされ、充実していくことを期待して賛成する。

(意見終結)

(採 決)

議案第4号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第24号 所沢市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例  
制定について

(補足説明) な し

(質 疑)

大石 委員

元生涯学習センター施設の継続利用を求める利用者の会などから要望が出ているが、インターネットの環境整備について、どのくらいの費用がかかるのか。また、テニスコートについてもどの程度の見積をしたのか説明願いたい。

坂本 政策企画  
課長

インターネットの接続についてですが、現在中央公民館の分として契約している額については、プロバイダー料金4,980円、サーバーレンタル料1,000円で税込みの合計は6,279円になります。現在、中央公民館では、このモデム等を新中央公民館へ移設をして、LANについては撤去するということを考えているようですが、議案質疑の中で部長が答弁しましたように、インターネット環境については所管とその調整を図っています。現在、残っているケーブル、モデムなどを残しつつ継続的に使用した場合、月額料金の料については現在よりも若干安くなると聞いております。

J:COMでは料金設定が1メガ、12メガ、40メガの3種類がありますが、12メガを採用した場合には月額3,980円、税込みで4,179円になり、ケーブルさえ残しておけば、この料金で利用できることとなります。

テニスコートについては、現在建っているリース物件のプレハブが3月で撤去されますが、そのあとにテニスコートを整備した場合、約274万円の見積もりが出ています。ただ現状では、防球ネットがついていないため、テニスボールが敷地外に出ることも想定されるため、防球ネットを4面に設置した場合には、プラス約470万円がかかりますので、完璧な形にした場合には、諸経費も含め総額880万円ほどになるという見積もりになっています。

大石 委員 所管課のコミュニティ推進課とこれから調整するということになるのか。

本田 コミュニティ推進課長 インターネットの環境整備についてはできないと申し上げてきたのは、コミュニティセンターとして今回条例を上げさせていただくということで、他のコミュニティセンターとの施設のバランス、そういったこともございましてけれども、現状の施設、設備を使うという暫定利用の中で、考えることも可能かとは考えておりますので、これについて前向きに検討したいと思います。そのため、予算については、新年度計上していないこともありますので、予算の手続き等を整えてまいりたいと思います。

城下 委員 関連だが、プレハブの撤去費用はどれくらいかかるのか。

坂本 課長 プレハブにつきましてはリース物件と聞いております。リースの中で込みになっているということですので、改めて撤去料は必要ないものと思います。

城下 委員

跡地利用検討委員会の11月26日の議事録の中でも今後の検討課題ということで検討はされたと思うが、なかなか難しいというその第一の理由は費用がかかるというところなのか。今までテニスできた部分が市の事情によってテニスコートがなくなり、2年の暫定利用ではあってもその用地が空くということでは何らかの方法でそこでテニスしたいという利用者の方の希望もあるので、その辺のところというのはもうちょっと知恵を出して、880万円という見積がでていますが、もう少し精査すれば金額的にどうなのかなという印象を受けるが、その辺いかがか。

坂本 課長

テニスコートの整備につきましては見積合わせ等をすると、若干下がるものかと思いますが、そう大きな差ではないと思います。800万円が500万円になるということはないのかなと思いますので、そういった意味では800万円程度はかかるものと考えております。

村田 委員

テニスコートの件だが、参考までに今までにテニスコートの稼働率ほどのくらいあるのか。

坂本 課長

稼働率については手元に資料がございません。

村田 委員

テニスコート自体は使うのは無料でしょう。まったく記録とっていないということか。

坂本 課長

回数をとっていないのかということですが、使用に当たっては予約が入っておりますので、その予約に基づいて申請書をお預かりして貸し出しています。教育委員会ではその使用のリストは持っているかと思いますが。



だ実際の稼働率となりますと先ほどの天候のこともございますので、予約率よりも若干低くなると思われます。なお、4月に向けまして2月10日から20日まで施設の仮予約を受け付けております。その中では予約が毎日埋まっているということではなかったかと思ひます。

城下 委員

テニスコートの件だが、先ほどの800万円の予算というのはあくまでもプレーをするためのパーフェクトなコート整備に係る費用だと思ひ。そういう意味では何らかの方法で設置の方向で、何か知恵を出していった内容というのは今お話しできないのか。跡地利用検討委員会の中でも検討課題ということを出ているが、その費用の面だけでだめだと、難しいというふうに出しちゃったわけですね。でも生涯教育という位置づけで費用をみるのか、あるいは市民サービスを充実するということでの判断をするのかどうなのか、その辺についてもう少し聞きたい。

坂本 課長

確かに費用面ももちろんございますが、現状駐車場としても使っております。障害者の方たち用に、広めの駐車場も確保する必要があると思ひていますので、そういった意味では現状の駐車場の形態で使わせていただきたいと思ひております。また、知恵を絞って簡易な方法でのテニスコートの作成というお話しもございますが、今回見積もったテニスコートについては土のテニスコートで見えていますので、舗装した形のものではない、簡易的なものというふうに見積をさせていただいたものでございます。

大石 委員

防球ネットの470万円の分だが、もともとテニスコートがあったのに

防球ネットはなかったのか。

坂本 課長

もともと防球ネットはなかったと聞いています。

石本 委員

教育委員会の意向としては、この施設を市長部局に移したかったのか。

則武 社会教育

教育委員会の意向については、最終的には昨年8月の定例教育委員会の

担当参事

議案としてご審議いただきました。6月に報告事項、7月に協議事項という形で教育委員会の委員には慎重な形でご意向を諮ってまいりました。事務局からの説明としては、生涯学習の機能は旧並木東小学校の生涯学習推進センターに移ったということ、中央公民館は元町北地区の元の場所に戻るということで、あの施設が持っていた機能はそれぞれ充実した形で配置をされるということから教育委員会が当面、あの施設を利用することはないのではないか、持っていてよいのではないかという意見も一部ありましたが、最終的に8月の教育委員会でいったん市にお返しして総合的な見地で利用についてはご検討いただいたほうがよいのではないかという結論に至ったわけです。

石本 委員

仮に市有地等取得検討委員会でやはり教育委員会に戻しましょうという話が出たら喜んで受け入れようという考えがあったということか。あくまでも1回は市長部局に返したが、市長部局の決断によってはやるという発想もあったということか。

則武 参事

教育委員会としては、いったんはお返しするというものでありましてので、その段階での意思は確認されていると思います。

石本 委員

元町に中央公民館が移り、生涯学習推進センターも並木東小跡にできたが、当然利用者の生涯学習をやるサービス量は変わらないという認識でいたのか。

則武 参事

社会教育並びに生涯学習ということの市民へのサービスは低下しないと考えておりました。

村田 委員

もともと県の青年の家という施設だったと思うが、県から市に移管する際に、生涯学習センターにするという位置づけで受け取ったのか。とりあえず生涯学習センターとして施設を使うことにしたのか、受け取った時の議論はどうだったのか。

則武 参事

分かる範囲でお答えいたしますと、当時は県から無償で移譲という形になりましたので、生涯学習の推進計画の中で拠点施設という話が出ていたこともあり、旧青年の家で古い建物でもあり、生涯学習の施設としてはいささか不十分な部分があるけれども拠点施設として有効活用しようということで、生涯学習センターということで、その名目で移管をされたものです。その後、並木東小学校の廃校に伴う総合的な利用ということの中に出てまいりましたので、こちらに3つの機能をさらに充実させた形で移管し、名称も推進センターと改めまして、こちらに移させていただいた経緯があります。

大石 委員

市民サービスは低下しないとの答弁があったが、今回の議案は教育委員会が生涯学習の施設を廃止するという形になったので利用者が困って請願

を提出し、それを受けて市長部局が引き受けてくれたと認識している。生涯学習の公民館の施設とコミュニティ施設と微妙に違うところもあると思うので、市民サービスが低下することもあると考えている。移管された4月以降も教育委員会の窓口を開けていただきたいという話もあるが、その辺はどのように考えているか。

則武 参事

私の立場で申し上げられることは、市民サービスがより向上するのであれば、市長部局と教育委員会の話し合いというものは十分もっていきたいと考えています。

城下 委員

議論の中では公民館の分館という扱いの声も出ていたと議案質疑の中であったが、公民館の分館として残すことによって、教育委員会として抱える場合の経費の試算はしたのか。また、公民館とコミュニティセンターとなると職員の人的配置、自主事業も違ってくると思うが、その辺の違いは何か。

則武 参事

いったんは教育財産としてはお返しするということになりましたので、こちらのほうから分館という考えがあったということではないと思います。ただ、公民館の分館の考え方を述べますと、今分館は小手指公民館分館の1館が例外的にありますが、その他公民館については対象地域が条例上うたっており、各行政区域に1館の公民館が配置されています。中央公民館については中央地区の行政区を対象地域にしており、今たまたま泉町という新所沢地区に仮住まいをしていますが、今回中央地区に戻れば、行

政区としての中央地区を対象にした公民館になります。現在地は泉町ですので、もし分館を行政区の中に置くということであれば新所沢公民館分館ということになるかと思いますが、対象エリアの範囲は、新所沢公民館で、これから複合施設としてさらに施設規模も大きくなるということを考えて、そこを新所沢の公民館分館というには考えておりませんし、そのために経費の試算はしておりません。分館になれば、例えば小手指公民館分館でいいますと、本館と分館が一体となっていますけども独自の事業もやっておりますし、公民館主催事業、それから文化祭等も別にやっていますことから分館の位置づけになれば事業をやっていくということになるかと思えます。我々としては実現性として考えておりませんでしたので、職員配置等についても考えておりませんでした。

城下 委員

機能の分担というところでそれぞれ分担したのでその結果、市民サービスは低下しないとのことだが、並木東小跡地の生涯学習推進センターが生涯学習のすべてを担うという認識ではなく、それぞれの公民館が地域にあってその中で生涯学習もやっていくと考えている。教育委員会としては生涯学習を最終的にはあそこに位置づけていく、集中させるという考え方なのか。

則武 参事

教育委員会の中でも生涯学習と社会教育という機能が少し分かれていると思うのですが、社会教育は地域に密着した社会教育施設としての公民館などを中心にしたまちづくり、地域づくりに近い活動だと思いますが、生

涯学習はもう少し、行政が行うものだけではなくて民間や大学や様々なものが実施するものも含めて生涯学習の条件整備といたしますか、あるいは情報提供ですとか、そういうようなことを調整していくのが生涯学習の機能であると思います。従って、生涯学習は必ずしも施設を管理したり運営していくということではなくて、むしろそのさまざまな持っているものを調整したり、総合的に市民が活動をするための条件整備をしたりしていくことが大きな役割ではないかと思っています。生涯学習推進センターの方には、ふるさと研究という博物館活動の部分もあるし、教育臨床センターということも含めて新しい形の生涯学習の推進の拠点にしていくということで考えています。

石本 委員

平成21年8月に教育委員会が市長部局に移管するという決定をした後に、請願が議会に提出され採択されたが、採択後、この話が教育委員会の議論になったことはあるか。

則武 参事

教育委員会は8月26日でしたので、すでに用途廃止の決定をした時に、所管の委員会が教育福祉常任委員会にかけるかどうかの議論はあったように聞いております。請願の趣旨は安定した状態で継続利用の件名であったように思いますので、そのことはこちらからも政策企画課にも請願の趣旨、あるいは私、直接ご意見いただいたときにも立ち会っていましたので、請願の趣旨等は政策企画課に伝えたことはあります。教育委員会でのその後の議論というのは、教育委員会会議での協議事項や議題としてはかかった

ことはありません。

石本 委員

総合政策部ではどのような議論が起きたのか。

坂本 課長

教育用財産としての用途の廃止を受け、いかに現状に近い形で、市民に使っていただくか、そういった中での検討を行い、最終的にコミュニティセンターとして活用を図るということに決定したものです。

村田 委員

新しい中央公民館の建ったところに総合福祉センターを建てるということが前提で全て回っている。今のようなコミュニティセンターに切り替えてやっていく中で総合福祉センターが生まれてきたのか、どちらなのか。

坂本 課長

総合福祉センターについては平成12年に総合福祉センター建設検討懇話会からの提言があり、その中で交通の利便性の良いところも提案されておりました。それに沿った形で用地の選定等を進めていきましたが、なかなか適地が見つからなかったということがあります。そうした中、旧生涯学習センターの廃止が予定され、総合福祉センターとして可能な適地として浮上したものです。その後生涯学習センターが廃止されることが決定しました。

村田 委員

昨年に請願が出される前の市の結論としては、あそこに総合福祉センターを建設するという方向付けがなされたわけだと思うが、総合政策部としての考え方はいかがか。

坂本 課長

平成21年7月に市の未利用地、今後使用しなくなるだろうという土地の調査を管財課が実施しています。その管財課が実施した土地の中から、

具体的に各課で将来的に使う見込みがあるかどうかを9月15日に財務部から各課へ照会がされています。その中で旧生涯学習センターについては、福祉総務課、危機管理課から要望が上がり、総合福祉センターと防災備蓄庫を中央地区分として建てたいとの要望がありました。それを受けて11月に庁内の跡地利用検討委員会を3回開催し、その中で旧生涯学習センターの跡利用計画（案）を作成し、11月26日の市有地等取得利用検討委員会でこの案を承認いただきました。それを受けて12月28日に旧生涯学習センター跡地に総合福祉センターを柱とする複合施設を整備することで市長決裁を得ています。

石本 委員

総合福祉センターの場所を探していたが、7月には場所が見つからなかったのに、見事なタイミングで、8月に教育委員会が生涯学習センターを手放すと決めたような流れにみえるがいかがか。

坂本 課長

7月に調査をした時点で、将来的にも未利用地になる可能性がある土地も含めてございますので、8月の決定前には当然中央公民館が元町に移転した後には泉町の土地が空くだろうという想定の中で回答をいただいているため、その中で検討が始まったということです。

村田 委員

最初に総合福祉センターという考えがあって、そのあとコミュニティセンターとして、その間のつなぎとして使うという形になっているのか。その辺はどうなのか。

坂本 課長

時系列でいきますと、総合福祉センターの話が先という形になります。



村田 委員

本来総合福祉センターという基本でものを考えるのであれば、一つの考え方としては、全部完全に閉鎖して、総合福祉センターを建てる準備をするという方法もあると思うが、建てるまでの間に市民の利便性、サービスという面で遊ばしておくのはもったいないので、その間についてはコミュニティセンターとして継続して使ってもらおうということで、この条例が出てきたのか。

坂本 課長

もちろん請願のこともございますが、委員の言われるとおりだと思います。

村田 委員

そうすると期限付きの暫定措置としての形と理解してよいか。

矢作 委員

教育委員会が昨年8月に教育財産を廃止すると決定したとの事だが、この施設の利用者の会の方々は、それ以前から継続して利用したい旨の働きかけをされていたと思う。生涯学習の拠点として利用していきたいといった要望が市民から出されている中で、どこでどういう判断がなされて廃止の決定に至ったのか。6月の教育委員会でどういう報告がされ、7月の協議の中身はどうだったのかをお聞きしたい。

則武 参事

6月の教育委員会では報告ということで、元生涯学習センターの施設の継続利用を求める件の陳情書が来ているという報告をいたしました。ちょうど6月定例会の終了後でございましたので、一般質問や市長・教育長答弁なども紹介させていただきました。7月は中央公民館跡地利用についてということで事務局側から協議事項として提出いたしました。ここは委員

が自由に意見交換の出来る場ですが、埼玉県から譲渡された経緯や中央公民館の利用状況などのデータを示してご意見をいただきました。

先ほど、資料がございませんでしたので、ご説明できませんでしたが、  
請願につきましては2件提出されておりました、趣旨は「安定した状態での継続利用を求める件」と地元の町会長さんから提出されました「中央公民館移転後の跡地存続を願う件」でございました。この件を政策企画課に  
伝えたということをつけ加えさせていただきます。

矢作 委員

委員会の中で、利用者の方々からの要望は、どのような形で協議されたのか詳しく伺いたい。

則武 参事

事務局といたしましては、現在の利用状況や利用者の声など様々な条件を報告しながら、協議して合意形成を図り、教育委員会の中での議論として最終的には教育委員会はそれぞれの施設が充実していく方向にあるので、ここはいったんお返しするという結論に達したと考えております。

矢作 委員

政策企画課としては、市民の要望も出されている中で、教育委員会の廃止の決定を受けて、もう一度教育委員会に諮る、協議するなど、そういったことは行わなかったのか。

坂本 課長

既に、教育委員会から用途廃止されたということを受けておりますので、その範囲の中でどう皆様に活用いただけるか、そういった議論で進めておりました。

矢作 委員

市民の皆様からの出されている要望の解決の部分として、もう一度戻そ

うというような意見は無かったのか。

坂本 課長

繰り返しになりますが、合議体での教育委員会の決定を受けて、その範囲の中でできる方策として、コミュニティセンターに位置づけたというものでございます

大石 委員

現在の中央公民館から新所沢コミュニティセンター別館になって、パソコンとテニスコートの件は除いた以外で、備品関係で市民のご要望があって足りないものはなにか。

本田 コミュニ  
ティ推進課長

細かいものについては、今後、精査が必要と考えておりますが、もともと中央公民館で所有しているプロジェクター等でございます。ピアノにつきましては、文化会館にもございますので、調整いたしました。机・いすにつきましてはそのまま利用できると考えております。

大石 委員

机・いすの不足分は、文化会館から移動すればいいと考える。継続利用という観点から、プロジェクターは新しく用意できないか。

本田 課長

現状では、他のコミュニティセンターに配備しておりませんので、新年度予算には計上しておりません。

大石 委員

継続利用できなくなることは事実なので、その点が今後検討されるのかどうか伺いたい。

本田 課長

何をどこまで、これまで同様の利用とするかは、請願を受け、この暫定利用について、市としてどのように行っていくかを整理する必要があると考えております。

高田 委員

この施設は中央公民館から仮に移ってきたものなのに、2年3年経って既得権のような形で要望を出している。今回、条例を作って総合福祉センターに移る際にはまた同じ問題が出てくるのではないかと。どこかの時点できちんと条例や規約、所有財産等をおさえておかないと、また3年後4年後に同じ問題が起きてくる。きちんとした決まったものは定めてなかったのか。

則武 参事

この件には経過がございます。昭和47年に本施設は県立所沢青年の家として設置されました。今回、様々なご要望をいただいている皆様は、青年の家の当時より利用されていた方が多くいらっしゃいます。当時は、市の施設も少なく、特に泉町周辺には利用できる施設がなかったということで、身近にあった本施設を有効に利用されてきた現実はあったと思います。その後、段階を経て市の施設も整備され、新中央公民館も完成し、新所沢の地域施設としての公民館も充実いたしますので、青年の家利用時との状況は変わってきております。今後はきちっとした線引きが必要だと考えておりますが、利用者の状況や経過から、請願が出されたものと思われれます。今後は、経過を踏まえた上で、新しい施設のあり方を明確にしていく必要があると考えております。

高田 委員

昭和47年からの利用者の経過はあるとしても、新しい施設を整備したのだから、市の負担というものを切らないとおかしくないか。

大館 部長

負担といたしますか、市民サービスの継続という点が前提にあると考えて

おります。これから別館で使うということは暫定であるということではございますが、次に総合福祉センターが計画されておまして、センターをどのような形で作っていくのかによっては、これまで使用してきた施設がどうなっていくかは変わってまいります。そういう意味では、新しいプランができた段階で、調整をする事も必要ではないかと思えます。今の段階で、それが進んでいないということで、それまでの間、暫定的な利用をお願いしている状況でございます。

高田 委員

暫定ということによろしいのか。

大館 部長

コミュニティセンター別館としての利用は、暫定ということでございます。

城下 委員

昨日の本会議で生涯学習推進本部の質疑があったが、2回開催されて1回目は並木への移転のこと、2回目は総合計画のことを審議したとの答弁があったと思うが、そうすると、中央公民館の生涯学習についての議論は全くなかったということか。

則武 参事

1回目は旧並木東小への移転の件、2回目は生涯学習推進計画の改訂についての議題を取り上げたと聞いております。

城下 委員

そうすると、中央公民館の生涯学習については議論されていないということですね。

石本 委員

昨日の本会議で桑島議員さんがコミュニティセンターと公民館の違いを質疑された中で、コミュニティセンターは、本来は条例や規則に定めて管

理運営すべきなのに、運用で管理していると言っていた。逆に柔軟に運営するのであれば、運用のほうがやりやすいということか。たとえば、他のコミュニティセンターにはプロバイダーやサーバーが無いが、この施設には残すということになれば、運用のほうがやりやすいのか。

本田 課長

昨日の本会議での質疑は、利用者の団体登録や利用方法についての規定はどこにあるかということだったと思います。その点は運用で管理しているとの答弁でした。施設の運用面を規則等に入れ込むかどうかについては、例規の整備上のことであり、別の議論になるかと考えます。

(質疑終結)

(意見)

脇 委員

賛成の立場から意見を申し上げる。中央公民館の暫定利用ということが当初から織込み済みの状況の中で請願が出た。その時点では、あの場所についての公民館移転後の利用についての明確な情報はなかった。その時に出了た請願については、暫定利用として可能な限り市民の方のサービスに応じてほしいと思って賛成している。今回のこの条例は、今後予定される市の利用施策を尊重し、可能な範囲の中で現在この施設を利用しておられる住民の利用に応えるための条例として配慮されたものであり、この条例の制定に賛成する。最後に可能な範囲の中で利用されている住民の方の要望に応じていただける旨の配慮が感じ取れたので、その旨、よろしくお願ひしたい。

城下 委員

日本共産党市議団を代表して意見を申し上げる。今回の条例制定は、中央公民館が元町に移転することに伴って、泉町の施設を教育財産から普通財産に戻し、新所沢コミュニティセンター別館として暫定的に2年間利用するもので、市内の公民館、コミュニティセンターなどを利用する市民の皆さんからは施設が足りないという声が多く聞かれている。この施設の跡地利用については、泉町町会から中央公民館移転後の跡地存続を願う件の請願、元所沢市生涯学習センターの継続利用を求める利用者の会の皆さんからは、元所沢市生涯学習センター施設の安定した状態での継続利用を求める請願が9月議会に提出され全会一致で可決されている。請願主旨は跡地の継続利用と生涯学習の行える場としての継続であり、市民利用者の声に耳を傾けるならば、中央公民館別館として2年間の利用延長も可能だったのではないかと。市の都合による決定が市民利用者に混乱を招いたことは残念であり、これまでと同様に生涯学習がスムーズにできるよう、配慮されることを申し添えて賛成とする。

大石 委員

意見を申し上げる。泉町の青年の家跡地に設置されていた生涯学習センターが並木東小学校跡地に移転して、さらに中央公民館が4月から元町に戻ることとなり、利用者の方々は生涯学習のできる施設として安定した継続利用を求めてきた。そして、今回の議案が承認されると新所沢コミュニティセンター別館として設置されることになる。公民館や生涯学習センターとコミュニティセンターは利用者から見れば使い勝手が違うことがある

ので、教育委員会にも定期的な利用者やコミュニティ推進課との会議に参加していただくことと、コミュニティ推進課には他のコミュニティセンターでは実践されていないパソコンのインターネット接続はこれまでの経緯を踏まえて実現したこと、また、備品についても中央公民館から持ってきたものは仕方ないとして、生涯学習センターから流用しているものは引き続き利用させていただきたいと思う。以上を申し上げて議案第24号に賛成する。

石井 委員

自民党市議団を代表して賛成の立場から意見を申し上げる。当施設は2年間の暫定利用であり、最小限の費用で利用者への最大限のサービスの提供を願い賛成とする。

(意見終結)

(採 決) ※全会一致での採決⇒「異議あり」

議案第24号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。



○議案第2号 平成21年度所沢市一般会計補正予算（第7号）市民経済

部コミュニティ推進課・国保年金課所管部分

（補足説明） な し

（質 疑）

西沢 委員

狭山ヶ丘コミュニティセンターの工事請負費は、臨時交付金で行うという  
ことで7,000万円を計上しているが、修繕計画では2,500万円に  
なっている。これは、当初計画より規模の大きなものを想定しているのか。

本田 課長

概要としてはエアハンとファンコイルが主な修繕内容ですが、アスベス  
ト処分を併せて行いますので、今回の金額をお願いしています。

西沢 委員

当初計画ではアスベスト処分は入っておらず、その分を追加したために  
7,000万円の事業規模になったのか。

佐久間 コミュ

当初については、3階の図書館部分のエアハンとファンコイル交換だけ  
でしたが、1階から3階までの全面を補正で組んだため、かなりの増額と  
なりました。

ニティ推進課副

主幹

石本 委員

工事予定はいつごろか。

本田 課長

現時点では10月までに完了する予定で、工事期間は約1ヶ月かかると  
いうことです。

石本 委員

夏ごろまでに完了させることは難しいのか。

本田 課長

工事着手のために、まずは設計などの前段階での作業が必要になります  
ので、どうしても10月ごろになってしまうということは確認しています。

城下 委員                    アスベスト処分は、今回の改修に際して調査を行って発覚したのか。それとも、以前に行われた公共施設のアスベスト調査の時点で分かっていたのか。

本田 課長                    以前に行われた施設調査時点で分かっております。

村田 委員                    今日まで放置されていたとは、どういう状況でアスベストが使用されていたのか。直接的な影響はないのか。

本田 課長                    飛散するような状況ではありませんが、機械室の天井材に使用されていると確認しています。

村田 委員                    天井中で剥き出しになっているのか。それとも何かで覆っているのか。

堀内 コミュニ                天井裏ということではなく、天井の材料の中に含まれています。

ティ推進課主幹

石本 委員                    財源については、基金から繰り入れているが、財務部が財源を決めているのか。それとも市民経済部から基金に修繕を使いたいと言ったのか。

本田 課長                    狭山ヶ丘も椿峰もかなり老朽化している部分があるということで、前々から所管としましては、修繕の要望をしているところでございますが、今回の地域活性化・きめ細やかな臨時交付金につきましては、財務部が中心となって、修繕する場所を確定したものでございます。

(質疑終結)

(意見・採決の保留)

○議案第8号 平成21年度所沢市国民健康保険特別会計補正予算

(第4号)

(補足説明) な し

(質 疑)

脇 委員

昨日の本会議で市長の国保税の見直しは平成22年度より行う旨の答弁があったと思うが確認したい。

大舘 部長

平成22年度より検討する予定です。

石本 委員

コンビニ収納の効果について伺いたい。

高杉 国保年金

決算時までは、はっきりした効果は分かりません。

課長

石本 委員

国保税のコンビニ収納は何期に分かれているのか。

高杉 課長

8期です。

石本 委員

8期に分かれていると納付用紙の再交付申請も多いものと思われるがいかがか。

高杉 課長

再交付は多い状況にあります。

村田 委員

収納率が下がっているとの説明があったが、前年度対比で伺いたい。

高杉 課長

現年度分の同時期対比になりますが、平成21年1月末では、66.92パーセントに対し、平成22年1月末現在では、66.14パーセントとなり、0.78ポイント下がっています。

村田 委員

対前年度はさほど下がっていないと思うが、そもそも約3割の人が未納

ということか。

高杉 課長

1月末の状況であり、最終納期が未到来ですので、確定した数値ではありません。

村田 委員

昨年度の収納率は何パーセントだったのか。

高杉 課長

昨年度実績では、現年度分収納率が85.48パーセントでした。

村田 委員

未納者への対応について説明願いたい。

高杉 課長

夜間・休日の収納窓口の開設や電話催告、また、嘱託収納員による家庭訪問による対応、及び差し押さえによる滞納処分を実施しています。また、原則として1年以上の未納者、連絡がなかった滞納者に対して、短期被保険証の発行による保険証の期間制限を実施しています。なお、こうした対応にも応じない悪質な滞納者に対しては、病院の支払いが10割となる資格証明書の発行により対応しています。

城下 委員

平成19年度の収納率の実績、19年度から3か年の短期保険証の発行件数を伺いたい。また、資格証明書の発行については、被保険者の中に幼児や高齢者がいる場合は、配慮するよう国より通知がなされているはずだが、その対応について伺いたい。

高杉 課長

平成19年度の収納率の実績は88.77パーセントでした。短期保険証等の発給状況は、19年度は資格証明書は38件、短期保険証は188件、20年度は資格証明書は66件、短期保険証は137件、21年の12月末現在で、資格証明書は50件、短期保険証は129件です。また、資格

証明書や短期保険証の発給制限については、基準を遵守しています。

石本 委員 国保加入は本人からの届出が必要になると思うが、未加入者の把握はしているのか。

高杉 課長 調査を行っていません。

西沢 委員 ただ今の報告内容は、年度途中の件数でよいのか。

高杉 課長 そうです。なお、分納の約束ができた場合など、面接が完了した時点で、制限された保険証等は一般の保険証に交換します。よって、先ほど報告した件数は変動することになります。

石本 委員 年齢に達し、後期高齢者制度へ移行することで世帯員数が減ずるケースがあると思うが、こうしたケースは把握しているのか。

高杉 課長 把握しておりません。

城下 委員 前期高齢者交付金について、積算根拠とした加入者数及び、1人当たり単価について、当初と補正のそれぞれの数値を伺いたい。

高杉 課長 積算人数ですが、平成21年度当初予算は27,170人、補正では30,457人で積算し、3,287人の増加となりました。また、1人当たり単価では、当初は206,205円、補正では220,116円で、13,911円の増額となり、結果、交付金は約11億円の増額となったものです。

城下 委員 平成22年度の予算は、こうした交付金の増額を踏まえ、積算しているのか。

高杉 課長 しております。

- 城下 委員 一般会計繰入金のうち、運営費繰入金の減額について、市長と部長に相違があったが、正しい金額を伺いたい。
- 高杉 課長 市長の答弁にあった繰入金額の10億円については、平成20年度の繰越額のうち、約1億9,500万円を充てたということで、もし繰越額がなかったとすれば、一般会計からこの額を繰入れなければならないということで、10億円という数字を申し上げたものと思います。
- 城下 委員 結局、平成20年度の繰越額があったので、一般会計から繰入なかったということか。単年度で見れば8億円が余ったという認識でよいか。
- 高杉 課長 運営費の繰入金は8億円になります。
- 石本 委員 一般会計を繰り入れていない自治体について伺いたい。
- 高杉 課長 埼玉県内はありません。また、全国の実態は把握しておりません。
- 石本 委員 県内の川越市、越谷市の繰入状況を伺いたい。
- 高杉 委員 平成20年度の決算になりますが、川越市は14億7,407万253円になります。また、越谷市は7億5,600万円です。
- 城下 委員 後期高齢者制度については、政権交代に伴い、現段階では新たな制度創設を検討するため、あと数年は本制度を継続する方向が打ち出されているが、一方で、県は広域化を検討しているようである。平成22年度には国保の見直しを検討しているとのことだが、こうした状況を踏まえ、市としての今後の対応について見解を伺いたい。
- 大舘 部長 現政権の中では、制度の再構築も検討しているようですが、制度移行に

伴う諸問題を解決には、新たな制度設計を検討するにしても、あるいは新たな制度が成熟するにしてもかなりの時間を要するものと考えます。

城下 委員 県内で、繰越金発生により保険税の引き下げを行った自治体は把握しているのか。

高杉 課長 県内では、新座市が平成22年度より引き下げを実施すると聞いています。

城下 委員 どのくらい引き下げたのか。

高杉 課長 医療給付費分で、7.39から7.05に引き下げる予定です。

城下 課長 結果、世帯あたりの負担は下がったということになるのか。

高杉 課長 そのとおりです。

城下 委員 平成22年度の見直しは21年度の決算を踏まえて行うつもりなのか。

国保運協への諮問はどんな内容になるのか。

大舘 部長 制度改正から2年を経過しましたので、どのように見直しを行うかを諮っていくつもりです。

城下 委員 見直しの時期はいつ頃になるのか。

大舘 部長 平成23年度に向けて検討することになると考えます。

石本 委員 税率が一定であるのなら、賦課限度額を高く設定すれば逆進性が働くことになると思うが、他市の状況を伺いたい。

高杉 課長 地方税法の改正により、平成22年4月1日から賦課限度額が改正になる予定です。医療給付費分が3万円増、支援金分が1万円の増額となり、

介護納付分が平成21年4月より1万円の増で計5万円になりますが、当市は、平成22年度は据置く予定です。

石本 委員 一般会計繰出金についてだが、当初予算と比べこれほど差額が生じた年度は過去にあったのか。今後の国保会計の状況を勘案するならば、一般会計に戻さず、基金に積立することは検討しなかったのか。

高杉 課長 平成19年度に当初予算で約20億2,700万円の運営費が、決算において約32億円となり、約12億円の運営費の追加をお願いしました。

石本 委員 国保運協の審議の中でこの件について議論は無かったのか。

高杉 課長 ありませんでした。

石本 委員 国保運協の委員の国保加入状況について伺いたい。

高杉 課長 被保険者代表は6名、保険医・薬剤師で6名、公益代表で6名、被保険者で3名の計21名です。

城下 委員 国保運協の委員は国保制度の研修を行っているのか。

高杉 課長 新たに委嘱された委員には研修会を実施しています。また、制度の改正ごとに内容の説明会を実施しているところです。

城下 委員 国保制度は非常に複雑であるがゆえ、審議するにあたり、どれだけ制度を理解できたかなどの調査を実施すべきと考えるがいかがか。

大舘 部長 委員に対して、どの部分まで理解を求めるのか、どの程度まで内容を理解していただければよいのか、なかなか難しい課題です。

脇 委員 新型インフルエンザによる医療費の影響はあったのか。



高杉 課長

2月医療費分の請求はしばらくかかりますので分かりませんが、影響はあろうかと思えます。

(質疑終結)

(意見)

脇 委員

いつも一般会計からの繰り出しはすべきではないということで反対しており、今回も同じ理由で反対する。

城下 委員

議案第8号、平成21年度所沢市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について、意見を申し上げます。一昨年、市は75歳以上の加入者が後期高齢者医療制度、保険制度に移行するということで、支援金が必要ということを経由して23億円増税している。しかし、増税した年は17億円が余り、そのうち6億円を一般会計に戻している。翌年には10億円を基金に回し、今回の議案でさらに9億円を一般会計に戻すとしている。市長は余っても一般会計に戻さないと明確に答弁しているにもかかわらず、今回の質疑で税収の落ち込みが予測されたので、などを理由に、自らの答弁に対する責任を放棄しようとしている。増税の根拠が違ったのだから、余った積立金や一般会計に戻すのではなく、国民健康保険の加入者に減税という形で戻すべきである。市長は昨日の議案質疑でも、平成22年には見直しをしないと答弁している。県内では、新座市ではすでに取りすぎた保険料の引き下げも決めており、市民生活が困難な今だからこそ引き下げを決断すべきである。以上、申し上げ、この議案には反対する。

(意見終結)

(採 決)

議案第8号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第23号 所沢市グリーンニューディール基金条例制定について

(補足説明) な し

(質 疑)

西沢 委員

ニューディールという言葉が付いているので、環境対策だけでなく雇用創出という狙いもあると思う。実際に基金を利用しながら、どのような雇用創出や景気対策に充てようとしているのか。

吉野 環境総務  
課長

今回の基金の制定につきましては、事業実施において2つの施設改修の組み合わせということになっており、少なくとも2種の業種において雇用が確保されるということになります。例えば太陽光発電とLED照明を同一施設に設置するなどです。また、その雇用が創出されることによりまして、自ずと地域活性化につながっていく性質の基金になっております。

西沢 委員

そうすると対象事業の「b ガソリン車からの代替促進」は、該当しなくなるのではないか。

吉野 課長

対象事業の「a 公共施設や民間事業者等の施設・設備の省エネ改修」、  
「b ガソリン車からの代替促進」、「c 地域資源を活用した設備整備等」から選択できるということで、当市におきましては「公共施設の省エネ改修」を予定しています。

西沢 委員

bを選択する場合もあり得るのか。

吉野 課長

現段階では、CO<sub>2</sub>の削減効果がきちんと図れるものということで選定したいと考えており、所沢市としては「公共施設の省エネ改修」を予定した

いと考えております。

村田 委員

市としては、具体的にはどういう事業が対象になるのか。

吉野 課長

事業の内容ですが、主な事業以外に、地域環境整備事業の支援、例えば民間事業者がインフラ整備をして、低公害車を導入するなど、2つの組み合わせの事業に対しては、対象となります。

脇 委員

この事業がCO<sub>2</sub>削減の実行計画の中の事業として行われるものだとしたら、どのくらいの削減を想定しているのか。

吉野 課長

今現在試算しておりますのは、公共施設で、太陽光発電とLED照明に変換した場合、大体12トンCO<sub>2</sub>から13トンCO<sub>2</sub>ぐらいの幅で削減できると見込んでいます。

西沢 委員

何人ぐらい雇用できると見込んでいるのか。

吉野 課長

省エネ改修に何の技術を選択するかにもよりますが、ただ今の例示ですと、太陽光発電が6人とLED照明変換で4人の合計10人を想定しています。

西沢 委員

どういう計算によるものか。

吉野 課長

設計積算根拠があり、国から雇用創出の計算式が示され、それに当てはめて算出した人数です。

高田 委員

なぜ前回の「地域グリーンニューディール基金」と全く同じ事業を行うのか。

吉野 課長

昨年夏ごろ創設されました「地域グリーンニューディール基金」におい

ては、都道府県、政令市において国が補助を出す基金ですので、その基金については、補助金の2分の1を事業者に、2分の1を県内の自治体に配分するという事業展開です。埼玉県からの補助を受けて所沢市が事業実施をするものです。それとは別に「中核市・特例市グリーンニューディール基金」は、中核市・特例市に事業実施をするように国が創設した基金です。結果的には双方とも公共施設に省エネ改修をするのですが、「地域グリーンニューディール基金」は県の温暖化防止対策の後押しのため、方や、「中核市・特例市グリーンニューディール基金」は、各自治体の温暖化防止を国がそれぞれ後押しするための補助金になります。

高田 委員

前回も公共施設に使ったのではないか。

吉野 課長

県が補助を出すときの要件が、公共施設への省エネ改修でしたので、その要件で申請をさせていただきました。

高田 委員

県の要件を見ると、民間事業への補助金、地球温暖化対策推進、省エネ住宅、環境負担のない交通、エネルギーインフラ等と書いてある。冊子には、今答えにあった公共事業に準ずるというのは入っていないがどうか。

高橋 環境総務  
課主幹

県の事業においては、県が自治体に出した補助金、県が民間に出した補助金の2種類があります。今回は自治体向けに行った補助金につきまして、所沢市が事業を実施したいと申請をさせていただいたものです。

高田 委員

他市では小型風車等、いろいろな事業を民間に委託している。「中核市・特例市グリーンニューディール基金」で、所沢市は単純に、安易に公共事

業だけをやるというのは何も考えていないのか。もっと民間を活性化させるようにあおれなかったのか。また、ここでいう雇用創出とは、どういう意味の雇用促進なのか。

吉野 課長

今回の国からの「中核市・特例市ニューディール基金」につきましては、閣議決定が12月8日、自治体に対して説明会があったのが12月24日、補正予算が通りましたのが1月28日、事業計画案の提出が2月12日とということで、それぞれ期間の暇がなかったものですから、公に、民間事業者の方々にお知らせして事業計画案を作成していただくということ暇がなく、困難でした。また、雇用の定義は非常に難しいのですが、公共事業で設計や工事に携わりますと、そういった場面で働く方は「雇用」というとらえ方をしてもよいと考えます。

高田 委員

今ここで持ち上がった話ではなく、本来前もって、こういうものが来たらこうするという素案を作っておくべきである。地球温暖化、CO<sub>2</sub>削減、省エネというのが出ていて、何も考えていなかったのか。事前に自分たちで考えていて、当てはまるものはなかったのか。

吉野 課長

さまざまな方策は考えていく必要があると思いますが、このたびの「地域グリーンニューディール基金」の創設は、総選挙前でしたが、「中核市・特例市グリーンニューディール基金」の創設につきましては、その時点では素案もなく、情報も入手できず、予想できませんでした。

石本 委員

先の「地域グリーンニューディール基金」で行った事業はあったのか。

吉野 課長

まだ県に計画書を提出させていただいた段階で、事業実施には至っていません。

城下 委員

所沢市として、既にCO<sub>2</sub>削減の数値目標を出しているのか。また、今回の「所沢市グリーンニューディール基金」を使つての公共施設については、どの施設で実施しようという具体的な案を持っているのか。

吉野 課長

全市的なCO<sub>2</sub>の削減の目標値というのは、現在、環境基本計画の策定に合わせまして、温暖化対策地方公共団体の実行計画を策定中ですので、平成23年度から施行するその計画の中に盛り込みたいと考えております。

城下 委員

市として、これぐらいは削減したいという数値は出せないのか。

吉野 課長

現行の計画では、3.6パーセントの目標値を掲げています。

城下 委員

総数では出せないのか。

吉野 課長

出しておりません。

並木 環境クリ  
ーン部長

所沢市の地球温暖化防止実行計画の中で、平成18年度から22年度までを目標にしたものを持っているのですが、その中では3.6パーセントの削減目標は入れております。ただ今後の目標につきましては、25パーセントをどうするというご意見もあり、それにつきましてはまだ決まっておられませんので、環境審議会の中で、ご審議いただきながら決めていこうと考えております。

脇 委員

2月22日に策定されたという、太陽光発電とLED照明を組み合わせた事業計画を具体的に説明してほしい。

吉野 課長

その計画案で候補に挙げましたが、東部クリーンセンターの管理棟の屋上で、太陽光発電システムを29キロワット、LED照明を48台転換するということで、試算をさせていただきました。

高田 委員

なぜ自分のところの施設に使うのか。

吉野 課長

太陽光発電システム10キロワット当たりの設備を乗せる屋根の面積は、80平米が必要になります。そうしますと、ある程度の発電容量を乗せられるだけの施設は限られ、しかも丸みのある屋根は適さないものですから、選択肢は限られてきて大きな施設ということになります。

高田 委員

無理して1基ではなく、分散する案はなかったのか。

吉野 課長

分散して工事をした場合、その経費とCO<sub>2</sub>削減量を対比した場合に、やはり1つの施設で、ある程度の発電容量の太陽光パネルを乗せたほうが、よりCO<sub>2</sub>の削減効果が高いだろうということで、事業計画案は作成いたしました。

高田 委員

必然的に東部クリーンセンターが入ってこなければならぬのか。遅かれ早かれ入ってくることになるのなら、自家発電等を行っているようなセンターにこれ以上お金をかけるよりは、別の施設にお金をかけるべきではないか。まして、市全体で使ってくださいというお金ならば、市の施設で使うのは納得できない。多くの人に使ってもらうべきではないか。

吉野 課長

将来的には、市の公共施設に順次設置すべきだろうと考えますが、積算までの暇が無かったということで、この計画につきましては、東部クリー



ンセンターで試算させていただいたということです。

脇 委員

市は、東部クリーンセンターでの廃プラスチック類の焼却を予定しているが、実施されればCO<sub>2</sub>が増える。その削減策でこの場所を選んだのか。

吉野 課長

そうした意図はありません。

脇 委員

同じような条件を備えた施設は、他には皆無なのか。

吉野 課長

あと考えられるのが、市役所高層棟の屋上になります。

石本 委員

東部クリーンセンターに設置した場合、外からは見えるようになるのか。

吉野 課長

見えなと思います。

脇 委員

市役所の屋上との比較はしたのか。イメージとして市民によりPRできると思うがどうか。

吉野 課長

候補には挙げましたが、東部クリーンセンターで試算させていただきました。どちらにしても屋上なのでシステムは見えませんが、発電量パネルを表示板として設置して、何らかの形で市民の方にPRしていきたいと考えています。

高田 委員

市役所に設置したほうが、一般市民に見えるのでないか。

村田 委員

今の計画案以外に動かしようがないのか。計画の練り直しは可能ではないのか。

吉野 課長

今回、国に提出させていただいたのは、あくまでも事業計画案ですので、実際に事業実施になりましたらば、当然設計上の加重計算や太陽光パネルが設置できるかの積算もしなければなりませんので、場合によると計画変

更ということはあるかもしれません。

(質疑終結)

(意見)

高田 委員

賛成する。ただ、東部クリーンセンターに置くという前提ではなく、他に移る計画もできるということを前提に考えて、賛成とする。

脇 委員

CO<sub>2</sub>削減のメッセージが効果的に伝わるような形でこの条例が運用されることを望んで、賛成とする。

(意見終結)

(採決)

議案第23号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第2号 平成21年度所沢市一般会計補正予算（第7号）環境クリ  
ーン部所管部分について

（補足説明）

並木 部長

昨日の議案質疑において、保全緑地用地購入費減に関しまして、三ヶ島二丁目周辺緑地が埼玉県の「身近な公有地化事業」の対象にいつ選定されたのかというご質問がありましたが、平成22年1月20日に選定されました。

（説明終了）

（質 疑）

村田 委員

公害対策費についてだが、3つの委託料を合わせると予算的にはいくらだったのか。

中 環境対策担

予算の総額は、1,625万2,000円です。

当参事

村田 委員

当初の積算間違いがあったのか、積算見積もりが甘かったのか。

中 参事

契約差金として、事業者の努力によって値段が下がったものと考えております。

村田 委員

入札の方式はどういうものか。

中 参事

5社による指名競争入札で行いました。

城下 委員

当初の3分の1の額になるが、過去の予算執行からの状況を見て、毎年変動は大きいのか。

中 参事	このところ分析業務委託は、かなり分析単価が下がってきており、差金は結構出ております。
脇 委員	緑化対策費についてだが、今回県の公有地化事業を使って、費用が減っている。予定している購入費が他のメニューを持ってきて浮いた場合、新たに土地購入に使う、緊急対応のような考え方はあるのか。
並木 みどり自然課長	本来緑地購入で、緊急時にどうしても保全する必要があるときに、議会にお願いして買い取ります。お金が余ったから別の場所を取得していこうという考えは、基本的に持っておりません。
高田 委員	緊急の場合、緑の基金を使うのではないか。
並木 課長	緑の基金については、財政課が適応するかを判断するもので、財源として貴重なものとして考えており、どうしても緑地等が必要な場合に判断されるものです。
城下 委員	一般廃棄物収集運搬業務委託料減についてだが、減額に至った主な原因や背景は何か。
宮岡 資源循環推進課主幹	燃料費の変動による減と、予算見積もり後に、行政回収に代わる集団資源回収の申し出があったことによる減額です。
城下 委員	委託契約では、ごみの量ではなく世帯数で換算するのではなかったか。集団資源回収が増え、民間の収集が減ったということではないのか。
神木 環境クリーン部次長	今回の補正は、契約差金が主なものです。

高橋 資源循環推進課長 一番の大きな理由は、燃料の単価が一番高いときに積算したことによるものです。委託料は、世帯数から算出したごみの量で、出します。集団資源回収によって、新聞、雑誌、ダンボールをこの業者が収集しなくて済めば、その分を減額してきます。予算を組んだ後に集団資源回収をするという自治会の申し出があれば、その分が減ってきます。

城下 委員 ごみの量も委託料の算定の中に入っているということか。

高橋 課長 世帯数からごみの量を出しています。

脇 委員 世帯数で委託料は積算するから、ごみの量が変動しても委託料には連動しないと聞いた。正しくはどうなのか。

並木 部長 委託料は市で設計をするわけです。今の話は、設計をした後、入札をした後の差金になるわけです。市が予算化したときに高い単価で設計していましたが、それが安くなったときの価格で業者が入れたので、差額が出たということです。

大石 委員 集団資源回収で減額したという点はどうなのか。

高橋 課長 入札を行いますのは3月頃ですから、予算の積算をしてからの間に自治会から集団資源回収の申し出がありますと、入札の時にはその地区の新聞、雑誌、ダンボールは集めなくてよくなりますので、その分が減額されます。

脇 委員 一般廃棄物処分等業務委託料の減で、熔融スラグの費用については当初と今回の減額で、どのような実態にあるのか伺いたい。

神木 次長 熔融スラグについては、当初予算では6,600トンを見込んでおりまし

たが、年度末には6,366トンを見込んでおりまして、234トンほど少なくなり、その費用を減額しております。

脇 委員 焼却施設運転業務委託料が減になっている理由は何か。

廣川 東部クリーンセンター施設課主幹 契約差金によるものです。

脇 委員

東部クリーンセンター費の財源の手数料減の内訳を伺いたい。

高橋 課長 事業系ごみが減ったことによる一般廃棄物処分手数料です。事業系ごみが約2,700トン、当初予算より減ることが見込まれるものです。

脇 委員 西部クリーンセンターの手数料も同じものか。

木下 西部クリーンセンター所長 そのとおりです。先の約2,700トンに含まれております。

並木 部長 歳入のほうをご覧いただきたいと思います。「3 衛生手数料」の一般廃棄物等処分手数料減4,252万5,000円が、2,700トン減った分の減です。これを東部分と西部分に財源の変更をしたものです。

城下 委員 (仮称)第2一般廃棄物最終処分場推進計画作成等業務委託料減について、年度内に方向性が出せるよう努力したいとの答弁があったが、日程的にみて、実証試験の結果、専門家の意見を精査していく中で、市民にも説明していかなければならず、年度内は厳しいのではないかと。

神木 次長 本年3月末までに処理方法等を決定していきたいと考えています。内部で方針等が決まりましたならば、その後、市民の皆様に周知させていただきたいと考えております。

城下 委員 まずは実証試験の結果と専門家の意見がこのように出たということ、きちんと市民に説明する責任があると思う。説明をして、市民の意見も聴いた中で、部内としてどういう方向性を出すかということが順番だと思う。市の中で方針が決まって市民に周知されても、市民が意見を言う場がない。その辺はどのように検討されているのか。

神木 次長 現在処理方法については検討中であり、まずは内部で方針を固めて、その上で、市民の皆様には周知したいと考えています。

城下 委員 この間、市民環境常任委員会でも閉会中の審査を何度も行ってきた。コスト削減のメリット、デメリットについての資料等や、議会や委員会に対しての説明というのは、年度内にできるのか。

神木 次長 今までは、試験結果や専門家の意見等も、市民環境常任委員会にお知らせしてきました。内部で検討を行って、方針を決める形で進めていきたいと考えています。

脇 委員 今回も第2一般廃棄物最終処分場の予算を執行できなかったということに関して、その規模というのは廃プラスチック類焼却をしない限り、縮小できないと考えているのか。

神木 次長 廃プラスチックを焼却することによって、埋立量は相当変わってくると

考えております。併せまして、市民の皆様から排出されるごみの総量も減らしていきたいと考えております。

脇 委員

予算が執行できなかった理由は、規模が定まっていないということだと思うが、ごみの減量という方法もあるという認識を持っているのか。

神木 次長

そのとおりです。

城下 委員

単一素材プラスチック回収資源化業務委託料の減について、見込みよりも減少したというが、どれくらい減少したのか。回収する場所を拡大する検討はされているか。

高橋 課長

当初予定量は66トンで、見込みが43トンで23トンの減になります。回収のPRに努めなければと考えておりますが、拠点については、箇所数を増やす考えは今のところありません。

脇 委員

単一素材プラスチック回収にあたり、小手指地区の駅東側に拠点が無い。実績を上げるには急いで考えなければならないと思うが、地域を回っての説明はされているのか。

高橋 課長

各地域を回っては行っておりません。

高田 委員

予算に対して100万円ぐらいしか回収していない。当初予算はいくらだったのか。

高橋 課長

394万5,000円です。

脇 委員

これは差金ではないのか。

高橋 課長

差金という面もあります。業者が契約するときに単価を下げたことも影



響しております。

石本 委員

し尿収集運搬業務委託料減について、汲み取り量が減ったと聞いたが、  
ここ数年どういう減り方をしているのか。

宮岡 主幹

大体50世帯ぐらいずつ、年間で減っております。

(質疑終結)

(意見・採決の保留)

○議案第2号 平成21年度所沢市一般会計補正予算（第7号）当委員会

所管部分

（意見）

脇 委員

反対の立場から意見を申し上げる。議案第8号の所沢市国民健康保険特別会計の補正予算で繰出金に反対していることがまず一つの理由である。それから衛生費について、廃棄物処理計画費に関しては、地区内処理を一日でも早く実現させるためには、廃プラ焼却にこだわることなく、異なる視点からごみ減量を求めて、一日でも早くこの処分場の実現を行うべきであるにもかかわらず、今年度も執行できなかったということは問題である。それで、プラスチック焼却に市長はこだわっておられるけれども、この実証試験の結果からもCO<sub>2</sub>の増加、光化学スモッグの問題、それから大気中の水銀など課題も見えている。また、有害物質の総排出量なども全く積算されておらず、それを積算してみればプラスチック焼却にこだわることは市民にとって望ましいことではない。最後に、緑化対策費では県の事業も活用して、重点的に公有地化を実現されたことを評価する。また、ごみ減量に関しては、なかなか成果は見えないが、担当の職員が努力されていることは事業名で分かった。もっと積極的に取り組まれることを望む。

（意見終結）

（採決）

議案第2号当委員会所管部分については、挙手多数により、原案のとおり

り可決すべきものと決する。

○議案第25号 所沢市元町地下駐車場の指定管理者の指定について

(補足説明) な し

(質 疑)

大石 委員

日程のことだが、昨年3月議会では、12月くらいに指定管理者の議案をあげたいという答弁だった。4月から今まで、何度も、指定管理者の関係は早めに出していただきたいという要望を議会からしてきているのだが、遅くなった理由を再度お願いしたい。

石本 委員

関連で、昨年4月に出された指定管理者のガイドラインの19ページに、原則9月議会に提出、指定管理者が変更になった場合の引継ぎ期間の確保や議会で否決又は継続審議となった場合に指定管理者による業務開始予定日に手続きが間に合わなくなることが想定されるためと書いてあり、例外も書いてあるのだが、ガイドラインでは9月、まして、許される範囲でも12月である。それが今回この時期になったことについて、ガイドラインとの関連についても説明いただきたい。

村松 課長

元町地下駐車場については、元町北地区公益棟の財産取得議案が12月に上がるということで、駐車場の設置条例を提案する時期については、財産取得と同時でないと提案できないことから、12月に元町地下駐車場の条例を提案しました。これに基づいて4月の実施に向けて3月議会にご提案し、このようなタイトなスケジュールになってしまったということです。

石本 委員

今回の指定管理者の議事録を読むと、指定管理者選定委員会の委員長に

は、部長は外れるべきだということで、次長が委員長になったわけである。この時期の選定委員会だと、資料の107ページを見ても分かるのだが、次長の人事が変わったことによって、大事な選定に関して何か弊害があったか。

大舘 部長

次長が変わったのが5回目からで、今回の案件については、第5回、第6回の2回の委員長を現次長がやりました。4回目は前次長が担当して、5回がヒアリング、6回が最終的な選定という作業です。4回目は募集要項や仕様書等を検討し、5回、6回が選定に深く関わる部分です。それらを担当しておりますので、影響はないかと考えます。

西沢 委員

説明では、こういう時期にこういう議案が出てくるのも仕方ないのかと思うが、これからの地下駐車場の公共施設のオープンの時期なども考えて、仮にこの議案が否決された場合、駐車場は市で運営することになるのか。

村松 課長

直営方式でやらざるを得ないと思いますが、4月オープンは難しくなると思います。

城下 委員

ガイドラインの関係だが、元町北地区再開発で、12月議会では地下駐車場の有料化というところでは、中心市街地の活性化、商業の活性化というのを再三説明され、地元に関係する方たちも手を上げている。ガイドラインの7ページには、「指定管理選定に関する基本的な考え方」の2に、「公募によらず指定管理者を選定することができる」という項目がある。この中の⑤の、「市民参画、市民協働の視点から地域団体等による施設管

理が適当であると認められる場合」というところで、この辺の部分を、業者選定に当たっては、どのように検討していったのかをお示しいただきたい。

村松 課長

実際に寿町の駐車場や御幸町の駐車場につきましては、こういった条項を適用しまして、所沢市商店街連合会に指定管理をお願いしているところです。ただ、今回は地下の駐車場ということで、機械式のラックが入り、管理も地上の平置きとは違う複雑な構造です。また、安全性等について議会の方からも配慮するように注文をいただいたところですので、そうした意味で高い安全性を確保した体制を考えたいと思いました。そこで、公募によって委託料の軽減も含めて、安全に配慮できるような業者を選定したいという意図がありました。

西沢 委員

事業費として、委託料を2,169万6,000円計上していることや、財源の3,142万6,000円を計上していることの説明は、12月25日業務説明会で説明はあったのか。

村松 課長

この説明をすることは、予算の上限をお知らせするということになるので、業務説明会では特に伝えておりません。

西沢 委員

予算の数字は伝わっているのか。

村松 課長

業者には数字も伝わっておりません。

西沢 委員

計上しているというのは、当初予算に計上したのか。応募業者が市の考え方を知りたい場合には、当初予算を取り寄せて探してみれば、分かる可

能性はあったということではないか。

村松 課長

載せるのは平成22年度の当初予算ですので、取り寄せることはできません。

石本 委員

地元の落ちたところが2,100万円くらいで、今回の落札金額と500万円くらい差があることは議事録にも書いてある。予算の数字が洩れていたのではないかということは考えられないか。2,169万6,000円と書いてあって、ちょうど2,100万円くらいで落札されている。本当に洩れていないのか。

村松 課長

私の知る範囲では、洩れているとはとても思えません。

石本 委員

公募した4社に電話をして折り返しの電話を依頼したところ、1社が電話をくれた。話を聞くと、今回は利用料金制ではないので、減免はあると思っていたとのことである。障害者手帳などは機械があるから厳しいのかと私が尋ねたところ、今回の地下駐車場の設計が、入り口の所に人が入るゲートがあり、普通ならお金を入れると元に戻すのが大変なのだが、こういった駐車場の場合、障害者手帳などを提示すれば機械を開けて入れられるし、そういうものがあると思っていた、と言っていた。利用料金制ではないからである。元町駐車場について駅からの遠さや周りの商店街を調査し、他の入札した業者と話したら、満車になることは1年に数日、特別なイベントがない限り考えられず、障害者の方が入ってきてもおかしくないと思っていたと言っていた。本当に障害者の方の減免措置が、現実とし

て考えられないのか。そういった検討は、庁内にはなかったのか。

村松 課長

障害者の減免については、検討はしたところです。業者からの意見を聞いての検討はしていませんが、技術的な面で言えば、人がいるボックスが両側にある、2箇所あるゲートのどちらにも人がいることができるような構造にはなっています。ただ、実際の指定管理のときにどちらにも人が必ずいるかはわかりません。いずれにしても、人がいればそういった対応は技術的には可能です。減免を考えるかどうかですが、買い物に来ていただいた来街者の駐車場ということで、身体障害者の方もいらっしゃるでしょうし、普通の方もいらっしゃるでしょう。そういうときでも、障害者の社会参画を広げるために減免が必要だという議論もあるでしょうが、買い物に来ていただいた方については、皆さん同じように30分は無料、その後は30分ごとに50円ということで、負担をいただくという形を考えております。それから、寿町などの市でやっている指定管理についても現在減免をしていないということ、また、現在は委託料方式なので、減免をしても指定管理者の収入に影響はないのですが、今後利用料金制に移っていったときに、総額として収入に影響が出てくることは考えられます。

西沢 委員

資料の112ページの議事録の中に、参考見積もりについて、今回の参考見積もりを出していただいた業社は1社と書いてある。この参考見積もりを出した業者が、今回の指定管理に応募しても問題はないと考えているという答弁であるが、実際に参考見積もりを出している業者が応募したとい



うことはあるのか。

村松 課長

参考見積りを出した業者が応募しております。

西沢 委員

そこが落札したということはなかったか。

村松 課長

そこが落札したということはありません。

城下 委員

議案資料No. 1の95ページの人件費下段で、本部人件費の所沢支局職員が「10万円×1人×12ヶ月」ということで、12箇月だと120万円になると思うのだが、100万円になっている。この部分がどこかに影響してくることはあるか。

村松 課長

この計算からすると20万円不足することになりまして、指定管理者側の費用としては20万円多くかかるということになると思いますが、実際この業者と協定を結ぶ場合には、提示をいただいた金額で協定を結ぶことになると思います。

西沢 委員

見積書で、収入と支出の額が同額になるように作成されているのですが、実際は決まった委託料を業者がもらって、支出の面で工夫して利益を出していくのか、まったく儲けは考えないでやるのか。

村松 課長

収支が資料の96～98ページにありまして、内訳に一般管理費というものがありまして、こちらが、いわゆる社団法人の利益になると思います。

矢作 委員

資料の109ページで、募集の方法について公募か非公募かの説明がされたということで、異議なしということになっているが、地域に密着した施設だとかいうことも入っているので、これは12月議会では商工業の発

展ということで説明があったと思うのだが、本当に地域に密着させるという意味では、非公募にして地域性を出していくという考え方も必要かと思うのだが、そういう意見や議論はなかったのか。

黒澤 市民経済  
部次長

公募・非公募の議論はありませんでした。

大石 委員

検討委員会の議事録を書いたのは、商工労政課でよいか。

林 商工労政課  
副主幹

議事録はコミュニティ推進課で作成しております。

大石 委員

コミュニティ推進課が書いたのか。

本田 課長

はい。

大石 委員

資料119ページの第5回検討委員会の議事録の、「納税は3月からですが、所沢市内に所沢市局を設置しています」というのは、間違いはないか。

本田 課長

事務局としましては、会議の記録ということになりますので、テープ起こしの範囲で確認したものを書いております。

大石 委員

「所沢支局を設置しています」になっているが、所沢支局は設置してなかったということによいか。

村松 課長

登記はしていませんが、いわゆる営業所は置いたということは、ヒアリングで、代表者の方、理事の方から伺っており、添付資料にも所沢支局があることを確認して、選定委員会としては現地調査を行っていませんが、所沢支局があるということで認識しておりました。

大石 委員 営業所長はいないということでよいか。

村松 課長 昨日も直接この会社の者と現地に行ったのですが、営業所長は現時点でもいなかったの、この時点でもいなかったと思います。

大石 委員 指定管理者の場合、地元で営業所や支局、本社といったものがあると加算されるが、正式な登記等は要求していないのか。

村松 課長 正式な謄本は要求しておりません。

大石 委員 委員の方はここに出てきている書類で判断するという、実施体制のところ、所沢の本部があつて、担当者の方が説明して判断したということ、よいか。

村松 課長 そのとおりです。

大石 委員 平成22年1月からあると言ったのか。

林 副主幹 ヒアリングが行われたのが1月22日です。その段階で、既に営業所があるということでした。

大石 委員 所沢の指名参加願いを提出するに当たって、営業所などの項目があるのだが、その設置基準等の項目については商工労政課の担当としては調べたのか。

村松 課長 指定管理全体としては、本社や支社があるということは評価の項目ではありますが、絶対的な要件としていないために、他の項目についてもすべて現地に向かったり、原本で確認したりという形では行っておりません。

城下 委員 関連で、支局の取り扱いについては評価項目に入っているわけである。

そういう意味では、そこに行って確認することが必要だと思うのだが、今回すべて書類と本部への問い合わせに依拠してしまったという部分で、現場を見に行こうという議論は、選定委員会の中で出なかったのか。

黒澤 次長

選定委員会の中で、現場を見に行くという話は出ませんでした。これは、ヒアリングの際に代表の方もいらっしゃったので、その説明で理解したところです。

石本 委員

ヒアリングを重視していたということで、何かトラブルが起きたときの管理体制の拠点となる所は、市が現状で認識しているのは、中富南の事務所が拠点となるということによろしいか。

村松 課長

実際に指定管理が行われる時期にあたっては、そこが拠点になると考えます。

石本 委員

評価項目の、「法人としての信頼性」に、まず市内に事務所があるかで18点の配点があって、ここは18点である。次に、「安全管理・危機管理」の項目で、「利用者の安全対策、業務上の事故防止、防犯体制についての方針、体制の構築は適切か」が81点であり、落としたところは60点取っている。さらに、「トラブルの防止策や苦情等発生時の対応方法は適切か」が、54点中44点、「事故・災害等緊急時における対応についての方針、対応方法など危機管理対策が計画されているか」では、81点中60点取っている。「安全管理・危機管理」だけで164点獲得しており、さらに「法人としての信頼性」18点を足すと、この辺の点数が大き

く狂うと、トータルの一番下が1,288点だが、2位が1,204点であるので、点数の配点がかかなり変わってしまうのではないかという危惧がする。この辺の点数の信頼性をどのように考えるか。

大館 部長

申請時に基づいて営業所等の現地確認はしていません。選定委員会はあくまでも事前の計画段階での審査です。他の応募者についても、申請内容のひとつひとつについて、それが確実かを全部精査しながら審議していくことは、これだけの時間ではできないので、書類審査、ヒアリングということになるわけで、応募者全体から見れば、ある意味、平等な審査になるかと思います。

西沢 委員

指定管理にあたってこの評価表も作成していると思う。業務説明会後の初めての選定委員会が、平成22年1月22日に開催されているが、評価表はこの前につくったのか、後につくったのか。

林 副主幹

評価表は、平成21年11月27日の第4回選定委員会の際に諮っております。

石井 委員

資料119ページの件と、79ページの中段の市内に事務所があるというところで、点数が18点という配点の中で、指定管理に選ばれたところが18点、結局0点か2点という配点だった。選定評価のときの委員会の中では、この問題を全員が2点入れているということは、ほとんど問題視されていなかったということによろしいか。

黒澤 次長

基本的な質問については、あるかないかです。これによって

評定がぶれることはありませんでした。

石井 委員

地元企業の育成ということが毎回出てくるのだが、地元企業が今回2社出ているが、その2社で選考され、最初から決勝戦に上がることができ、残りの7社はそこで選考され、上がったもの同士が決勝戦を行うという形の評価のやり方もあると思う。あるいは、一次選考で残ったところを公平に評価しなおして、最終的に評価する方法もある。今後も今回のような選定方法を続けるのか。

大舘 部長

市民経済部だけ特別に枠を作るという以上に、ガイドラインを作る際に地元をどのように考えていくかということが重要だと思う。

石井 委員

市民経済部だけの問題ではないと最初から認識してはいるが、指定管理全体の考え方の中に、地元企業をどのように入れていくかという土俵に乗せ、評価される形になり得るかである。別のところの議論になるかと思うが、総合政策ということになるのか。

大舘 部長

総合政策だけの視点ではなく、指定管理で施設の管理をお願いしている所管がいくつもありますので、総合政策部だけの考えではなく、施設を管理している所管も含め、その中での検討をした上で、ガイドラインをどのように定めていくかということだと思います。

西沢 委員

今回指定管理に選ばれた(社)日本駐車場工学研究会の理事である一瀬哲雄氏は、旧建設省出身だということで、日駐研の事業内容をホームページで見ると、駐車場工学に関する調査や、研究会、講演会、講習会の開催

等、研究や設計が列挙されている組織である。評価表の点数は一番高かったが、議事録を見ると、事業の整合性が選定委員会の中で議論になった経緯がないようだがどうか。

黒澤 次長

業務内容は、選定委員が各社のものを比べてそれぞれ評価していただきました。その評価の上に立って、選定委員会では決定したということですので、業務内容について選定委員会の中で比較するような協議はされませんでした。

西沢 委員

点数で評価したということか。

黒澤 次長

業務内容については、申請した他の業社と比較しまして点数をお願いしました。

西沢 委員

日駐研は、研究などを多くやっているところだが、実際大丈夫なのかという議論は出なかったのか。

黒澤 次長

ありませんでした。

林 副主幹

もともとの成り立ちが研究会ということなので、コンサルティングや、研究で始まっているところですが、今は自走式と機械式の複合施設や、その他駐輪場の管理など、たくさんの実績をもっているというのがありましたので、安心できるという評価を得られたと考えております。

村田 委員

収支見積書も全部出した上で選定委員会にかけられたのか。そうだとすると、収支見積書の内容について議論は出なかったのか。

黒澤 次長

価格の比較という点では、議論はありました。

村田 委員                   それはトータルの価格か。

黒澤 次長                   そうではなく、特に支出の中身の再委託などの部分が料金的にどうなっているかについては、議論されました。

村田 委員                   指定管理を取った業者には、資料96～98ページの収支見積書について、何か意見を出したか。

黒澤 次長                   ヒアリングの際に、例えば機械式の駐車場の装置の保守などが安価であるが、どのような保守点検をするのかというようなことを質問しております。

村田 委員                   平成22年度トータルで、1,627万5,863円であり、人件費が1千万円ない。一般管理費は、本社経費が272万1,379円である。この会社の体質が見えると思う。また、諸経費の中で、一般諸経費が120万円である。この会社の特徴が出ている。こういった会社に仕事を任せても大丈夫だという判断をされたのか。点数だけでなく、総合的に判断をした決め手になったのは何か。

黒澤 次長                   実績の部分も、資料87ページにあるとおり、現在西麻布の自走式と機械式の駐車場に指定管理を受けているという実績があるということ、創立が昭和35年であること、工学研究会ということで、保守・点検が万全であるという技術を持っているということ、資料90ページにあります、資格をお持ちの方が内部に揃っていること、そうしたことが他の会社と比べて優秀であったと評価されたと思っています。



村田 委員

会社の利潤を追求する機能が圧倒的な権限を持っている会社だと思う。  
それは議論にならなかったか。

大舘 部長

資料143ページにありますように、委員さんが一人ひとり結果について議論されていますが、なぜここが選定されたかという、例えば1位の評価を付けた委員が9人中5人いて、その理由は確かに技術的などころもあるでしょうが、一つには指定管理をやっていく大きな目的である経費の削減などに、重点を置くということも一つあると思います。ですから、各委員さんの意見を総合すると、議会でいえば全会一致的などころで、よろしいのではないかというような評価を得ていると判断をしております。

城下 委員

駐車場の管理委託料が約1,627万5,000円、利益の部分が447万1,000円である。単純に割ったとしても、3分の1がこの財団法人の利益に消えてしまうということは、市民の税金を使って管理の委託をするので、これだけの経費が行ってしまうと考えると、直営でやって、なおかつ地域の雇用対策ということで、市が雇用した方がお金も有効に使えるのではないかと考えるが、そういう議論は当初から全くなかったのか。そうであると、中心市街地の活性化などの整合性や、地元の雇用対策とかけ離れていく気がするのだが、どうか。3分の1が儲けとして財団に行ってしまうことについて、選定委員会はどうのように捉えているのか。

村松 課長

この会社は地元の人を雇用するということが入っていたということで、地元とのつながりはこの点でカバーできるのではないかと判断したのだと

考えます。

高田 委員

資格のある警備員が、今回の駐車場に配置されるのか。

黒澤 次長

施設警備業務については、条件として、1号警備に係る1級もしくは2級検定の取得者を配置することとなっております。

高田 委員

1級の警備員が、224万5,680円で1年間もつのか。先程の資格と1人の選任の給料が合わない。それから、委託料が1,632万5,000円ということによいのか。また、駐車場の料金は別途加算されるのか。

村松 課長

1級を持つ警備員ですが、確認しておりますので、配置されるものと思います。また、指定管理の料金は、今回は委託料方式なので、使用料については、市の歳入となります。

高田 委員

あくまでも、1,632万5,000円を払うということか。

村松 課長

そのとおりです。

西沢 委員

今回委託される工学会の見積りで、利益の部分の話だが、本社経費は利益に当たると思うが、修繕費や租税公課は利益にはならないと思う。また、諸経費の広告費、一般諸経費も、支出の項目で載っているので、これも利益には該当しないと思う。ここで利益として該当するのは、272万1,379円の部分だと思うのだがどうか。

村松 課長

これで見ると限りでは、一般管理費の本社経費が利益になるものと考えます。

林 副主幹

本社経費につきましては、本社でも人件費等かかりますので、これがす

べて利益というのは無理がありますが、一般的に考えた時には、財団にいくと考えます。

大石 委員

責任者がいない状況で支社や営業所を1月から設置しているという答弁だったが、資料の75ページの指定管理者評価表の審査項目の2番目に、「申請書類等に不備はないか」とあり、「不備があった場合は（内容により）失格」とある。指名参加願いに対する契約の対象として、営業所や支社があるとは思えない。書類の不備に当たるとは思わないか。

黒澤 次長

ここで言う書類とは、申請書類だと思いますので、ここに記載されておりますのはヒアリングの内容ですので、書類の不備には当たらないと思います。

大石 委員

資料140ページから始まる第6回指定管理者選定委員会の2ページから、委員が（社）日本駐車場工学研究会に何か瑕疵があった場合、再度評価をしない必要がある等の発言がある。また、148ページに、事業所の有無等については得点化されており、客観的に採点できているという発言がある。149ページに商工労政課副主幹の方が、シルバー人材センターから紹介を得て人材を確保することや、市内に事業所も設置していることも、委員の皆さんから評価されたのではないのでしょうかと言っている。現状ではないことがわかった今、このとおりに選んでよいのか。

黒澤 次長

ヒアリングをした際、今後4月以降に委託を受けた場合は、支局としての機能を果たしていくとのことでしたので、それでよろしいと思いました。

城下 委員

ヒアリングのときの支局の設置状況と、今回の資料でそうではなかった  
ということ、顧問弁護士などの判断で、確認したか。

黒澤 次長

確認しておりません。

西沢 委員

今回委託料を9団体見ると、結果として一番金額の低い業者が委託され  
ている。評価項目の中で、このことがどこで評価されるのか見ていたが、  
4番の①「効率的な管理運営のための方策が計画されているかどうか」に  
当たるのではないかと思う。これは最高点が9点で、6点、1点、0点と  
ある。これは市にとっても税金の使い方を考えれば安い方がよいと思う  
が、もう一つの側面として、市内業者産業を保護育成していくという観点  
もあると思う。もう一つの「市内に事務所があるかどうか」という評価得  
点が、2～0点である。もう少しこの配点区分のあり方を考えた方がよ  
かったのではないかと思うが、これを作るに当たってその辺の議論はあっ  
たのか。

林 副主幹

評価表は、項目もそうですが、配点につきましても委員会の中で検討い  
ただいたところ。委託料については、4番の①と、最後の方にありま  
す委託料は適切かという2つの項目があるので、かなり比重を取ると考え  
ます。それ以外にも、安全管理・危機管理という項目がありまして、配点  
を高くしてありますが、こちら委員さんから安全を優先するべきではな  
いかという意見をいただいております。市内業者について、もっと配点を  
高くするべきという強い意見は出なかったということです。

村松 課長

関連ですが、あるということここでここに5点配点すると、9人なので45点ということになり、当然配点が大きくなります。他のものは6点、4点、1点など、委員さんの判断が加わりますので、ばらけてくるのですが、この項目は0点か45点になりますので、2つの選択肢ですと極端な配点ができにくいという面があります。

矢作 委員

安全性という点では、人的な配置や、人件費のところと比較してみたのだが、9社の応募があった中で、900万円台から1,800万円台で、倍くらいの人件費の差が見られたと思ったのですが、人の配置に最低これだけはというような設定はしていたのか。会社ごとの判断で人件費の算出をしているように感じたのだが、その点はどうか。

林 副主幹

機械式ですから、人はいなくても運営は可能ですが、朝の7時から夜の11時までは必ず有人としてくださいとお願いしております。ただし、2人以上などとは指定しておりませんので、各候補者団体での工夫の余地ということになります。

矢作 委員

人件費が削られていくことが一番心配されるのだが、最低このラインはというような示し方は市の方でしていたのか。

林 副主幹

最低時給いくら以上という規定はしておりません。

矢作 委員

賃金のことについては、最低賃金というのものもあるが、特に市の方から示したわけではないということか。

林 副主幹

そのとおりです。

矢作 委員

地元の人を雇用すると選定された会社が答えていたとあったが、再委託先でもそれぞれの業者を見たのだが、地元の業者では、再委託先でも地元の業者があった。大手の業者だとやはり都内であったりした。そういう意味では、地元が落ちていくというのが重要だと思うのだが、ガイドラインや評価点に反映されることはないのか。

大舘 部長

ガイドラインにはそこまでは入っていません。再委託先はどこかという限定する議論は、今回指定管理で仕様書等作成する際には、言及していなかったと思います。

矢作 委員

12月議会のときの商工業の発展のためということについて、地元の商店街連合会も手を上げていると思うが、地元の商工業の発展という点では、地元の商店街の方が一番地域のことをわかっていると思う。今回手を上げているが選考の結果選ばれなかったといいながらも、選定された業者には地元連合会と協力を図ってくださいと言っている。市は、コミュニティの創出についてどのように考えているのか。

大舘 部長

選定された法人には、地元と協力しながらやっていくということがありますので、そういったものを踏まえた上で、改めて確認が必要ということで、付帯決議にも含まれております。また、地元の業者が2社入っていることについてですが、指定管理をする大きな目的に、確かに地元の振興ということがありますが、もう一つは経費の削減ということがあって、委託料が僅差の場合、検討していく中で変わっていく要素はあったのかと思います。

ますが、1,600万円と2,100万円の500万円の違いということが、大きな要素だったのかと思っております。

高田 委員            いろいろな経費で維持するが、原価の設定が高かったのではないかと。ほぼ人件費であり、これも高いのではないかと思う。

大舘 部長            参考見積りを取って、2,100万円を出したのですが、1,600万円台から一番高いところが3,400万円ということで、かなりばらつきがあります。

高田 委員            ばらつきがあるのだが、内容はほぼ人件費である。何を根拠に入札価格を2,100万円としたのか。

大舘 部長            仕様書を出して、見積りをいただきました。

矢作 委員            これは参考見積りの金額なのか。

村松 課長            2,169万6,000円については、そのとおりです。

城下 委員            所沢市でいろいろ指定管理をやっていると思うのだが、今回は料金制ではない。実際所沢市がやっている指定管理の中で、統一化されていないが、何パターンあるのか。

村松 課長            まず、今回のような委託方式というのがある。これは、委託料を支払って、売り上げを市の方に使用料という形で収めていただいて、市はその料金を特定財源として委託料のほうに充てるという方式があります。反対のやり方として、利用料金制がありまして、利用料金は指定管理者の収入にするということです。その発展系として、納付金制というのがありまして、

利益の一部を協定で年間いくらと決めて、市に納付させるという方法も利用料金制の一つのスタイルです。もう一つは、利用料金制と委託方式の併用で、基本的に売り上げは指定管理者に入りますが、それでは賄いきれないものがたくさんあり、不足する分については委託料を払うという方法です。大きく3つあるということです。

(質疑終結)

(意見)

大石 委員

議案第25号については、指定管理者の選定の方法について瑕疵があると判断するので、市民クラブとして反対する。

脇 委員

反対の立場から意見を申し上げる。私は、本来、指定管理者制度自体に対して、経費の合理化を目指すべく企業の参加を求めるものとして出来たものと認識しているので、この制度自体に反対という意味で議案に反対する。そして、一方、矛盾するようだが、専門家を加えて検討していることや事務局に対しての取り組みは資料を通して十分理解させていただいた。

石本 委員

民主ネットリベラルの会を代表しまして意見を賛成する。しかし、次の意見を添えさせていただく。今回の元町の駐車場は、利用料金方式でなく、委託料方式を採用している。そのことで、委託先にとっては営業成績が安定しているというメリットがある。また、この駐車場は立地的に満車になる日が多くなることは少ないということが委員会でも、また、業者の方々からの意見でも予想されていると聞いている。駐車場の構造上、入口脇に



は管理室があり、障害者手帳の提示により、減免も可能であることは業者の方々から聞いている。こうしたことから障害者の減免については、もう一度検討していただきたいということを申し添えて、意見とする。

村田 委員

賛成の立場から意見を申し上げる。まずかなり長時間にわたって審査をしてきたが、提出議案が覆えるような決定的な瑕疵はないと判断する。次に結果としては、検討委員会の結論を尊重すべきであるということも申し添えておく。また、第25号議案の資料を見せていただいたが、最小の経費で最大の効果を得るためには現時点ではやむを得ないと判断をした。なお、1点だけ申し上げると、指定管理者検討委員会の構成について、全庁的に再検討すべきであろうと思う。と言うのは、検討委員の選任にあたっては、第3者を過半数以上入れるべきではないかと思うが、結果的には市職員が過半数以上となり、疑点を残すことになるので、再度検討していただきたい、以上を申し上げて賛成の意見とする。

西沢 委員

公明党を代表して賛成の意見を申し上げる。今回の議案第25号の審査の中で判明したように、市内事業者であるか、ないかという規程をしっかりと作るべきであり、また、現地の確認作業も行うべきであるということをお願いしたいと思う。市内業者育成という側面からも、この評価項目については、さらなる高い得点を設定すべきと申し上げ、意見とする。

石井 委員

自民党市議団を代表して賛成の意見を述べる。元町地区に新たな中心市街地のシンボルも完成し、さらなる中心市街地の活性化の観点からも、今

後は地元業者の育成を図るとともに、指定管理制度のあり方も再検討されることを望み、賛成の意見とする。

城下 委員

議案第25号について、今回の指定管理者の選定にあたっては、不透明な部分が多く、とりわけ所沢支局の設置について、業者ヒアリングでは「設置をしている」との説明であった。しかし、議案質疑の中で、実際にはまだ設置されておらず、登記についてもこれからということも判っている。このことについても、顧問弁護士等にも確認がされていないということが判明した。また、委託料の約1,600万円のうち、約1/3近くが財団に納付されるということも判った。このことについては、選定委員会の中でも議論にはなっていないという説明だった。12月議会で、市は駐車場の有料化について、中心市街地も活性化と説明していたにも関わらず、地域雇用を項目に入れていること、さらには委託料が安いことを理由に、地域を知らない業者を選定しようとしている。この間、市の説明する商店街の活性化と地域コミュニティの形成という立場からも、大変疑問を持っている。市民の大切な税金を使って委託する指定管理者制度そのものの矛盾も浮き彫りになってきたと思う。この際、市が直営することによって、地元雇用を拡大し、中心市街地の活性化を進めるべきと考える。以上を申し上げまして、議案第25号には反対する。

(意見終結)

(採 決)

議案第25号については、挙手多数により、可決すべきものと決する。

散 会 (午後5時26分)